

奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十八号

奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改め、同条第四項を削る。

第六条第八項を削る。

第四十七条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

### 附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第五条第四項及び第六条第八項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、この条例による改正後の奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第五条及び第六条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。